

(整理番号 0628)

令和6年度 栃木地方最低賃金審議会

第2回 栃木県塗料製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開 催 日 時	令和6年10月21日(月) 13時30分～15時20分					
出 席 状 況	公 益 代表委員	出席3人	労 働 者 代表委員	出席3人	使 用 者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主 要 議 題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 栃木県特定最低賃金の金額改定について</p> <p>(1) 労働者代表委員の見解及び主張</p> <p>①53円の引き上げ(特賃の優位性、春闘の賃上げ状況を考慮したもの。)</p> <p>②51円の引き上げ(地賃の上げ幅50円に特賃の優位性で+1円としたもの。)</p> <p>③50円の引き上げ(歩み寄りで最終提示額としたもの。)</p> <p>(2) 使用者代表委員の見解及び主張</p> <p>①43円の引き上げ(地賃との比率を110%で計算したもの。)</p> <p>②金額提示なし(43円を最終提示額としたもの。)</p> <p>(3) 結審状況等について</p> <p>労働者代表50円の引き上げ、使用者代表43円の引き上げを提示して膠着したため、公益委員見解として、労使の主張を尊重かつ全会一致を目指しつつ、物価高騰による労働者の生計費等への影響や本年の春闘妥結状況等も考慮する一方で、原材料費の高騰や円安による中小・零細企業の経営への影響等も考慮し、それらを総合的に勘案し、48円引き上げ、時間額1,109円を提示したところ、全会一致に至り結審となった。</p> <p>審議会会長あて報告書(案)について審議し、原案どおり議決された。</p> <p>審議会令第6条第5項の適用により、答申文(案)について審議し、原案どおり議決され、引き続き答申された。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の日程を下記のとおり確認した。</p> <p>10月30日(水) 13:30～ 第5回栃木地方最低賃金審議会(部会報告)</p> <p>11月18日(月) 第6回栃木地方最低賃金審議会(異議審:予定)</p>						